

令和5年度 障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員
(パートタイム) 募集のお知らせ

受付期間 令和5年9月6日(水)～ 令和5年9月20日(水)〈必着〉
(応募者多数の場合、期限前に締め切ることもあります。)
試験日 書類到着後、本人あて通知
採用予定日 令和5年10月1日(日)

福井県立南越特別支援学校
〒915-0024 越前市上大坪町35-1-1
TEL 0778-27-6600
FAX 0778-27-6601

1 募集概要

採用予定日	令和5年10月1日(日)
任用期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)
職種	会計年度任用職員 (パートタイム)
勤務場所	南越特別支援学校 (越前市上大坪町35-1-1)
業務内容	教育業務支援員 (主な職務内容) ・学習プリントや家庭への配布文書等の印刷、配布準備 ・学校行事や式典等の準備補助 ・各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業 ・校内美化および清掃業務 ・給食配膳補助 等
採用予定人員	1名

2 受験資格

(1) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方

(受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。)

ア 身体障害者手帳

イ 都道府県知事の定める医師 (以下「指定医」という。) または産業医に

よる障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書※（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

※診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するものをいいます。

ウ 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳

エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

オ 精神障害者保健福祉手帳

(2) ワード・エクセル等パソコンの基本操作ができることが望ましい。

(3) ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

(1) 試験日時 書類到着後、面接時間をお知らせします。

(2) 試験会場 福井県立南越特別支援学校（越前市上大坪町35-1-1）

5 合格者の発表

受験者全員に可否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

(1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、障がい有することを証明する手帳等の写しとともに提出（持参または郵送）してください。

(2) 受験申込先 〒915-0024 越前市上大坪町35-1-1
福井県立南越特別支援学校 事務室

(3) 受付期間 令和5年9月6日(水)～ 令和5年9月20日(水)〈必着〉

※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土、日、祝日は除く。)

- (4) 注意事項
- ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、9月20日(水)までに到着したものに限り受け付けます。
 - ・受験票は発行しません。

7 勤務条件

(1) 勤務日 週20時間 (週5日×4時間/1日)

- (2) 休日
- ・毎週土曜、日曜日
 - ・国民の休日
 - ・その他 (所属長が別途指定する日)

(3) 勤務時間 8時30分から13時30分までの間の連続する4時間
※所定労働時間を超える労働はありません。

(4) 報酬 日額3,700円

- (5) 休暇
- ・年次有給休暇 年間10日
※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など

- (6) その他
- ・南越特別支援学校に通勤可能な方
 - ・通勤費を別途支給
 - ・普通自動車運転免許を有する方
 - ・労働者災害補償保険の適用あり。
 - ・地方公務員法上の服務規定等の適用あり (秘密を守る義務、職務に専念する義務など)

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者(本人)	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井県立南越特別支援学校事務室

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接福井県立南越特別支援学校事務室へお越してください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付していません。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 運転免許証 | ② 日本国旅券 (パスポート) |
| ③ 各種健康保険の被保険者証 | ④ 各種年金手帳等 |

9 その他

- (1) 受験において何らかの配慮(補装具等の持込使用、面接時における就労支援機関職員の同席など)を希望される方は、受験申込書の「受験に当たっての要望事項」欄にその内容を記入して下さい。ただし、内容によっては、配慮できない場合があります。
- (2) この試験の詳細については、福井県立南越特別支援学校にお問い合わせください。

〒915-0024 越前市上大坪町35-1-1

(TEL 0778-27-6600、FAX 0778-27-6601)